

特定非営利活動法人 福祉発信基地友の家 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 福祉発信基地友の家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者（児）・高齢者・その家族・その他の手助けを必要とする人に対して、介護・福祉サービス、地域生活支援に関する事業を行い、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ④ 訪問介護事業
- ⑤ 障害者・高齢者等を対象とした危機管理に関する講習会
- ⑥ 福祉啓蒙事業
- ⑦ 障害者・地域住民等を対象とした防災対策事業
- ⑧ 福祉有償運送事業
- ⑨ 福祉住宅サービス事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の活動に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつ

て本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第11条に基づき、除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
- (2) 監 事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会によりあらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任又は解任
 - (7) 会員の除名
 - (8) その他の運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名

又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 削除

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがっておこなうものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	戸水 純江
理事	小川 春水
理事	小林 正己
理事	平澤 孝之
理事	大飼 倭子
理事	平澤 千鶴子
理事	林 功
理事	林 ひろ子
理事	石田 恵子
理事	岩橋 和裕

理事 中山 由加里
理事 那須野 咲希
監事 兵藤 善茂

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0 円
 - (2) 年会費 0 円

特定非営利活動法 福祉発信基地友の家
令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・新規事業として「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援事業）」を令和 8 年 4 月 1 日を目途に開所し、受益対象者である障害児 11 名の利用を目標に事業実施する。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護・重度訪問介護（サポートハウスとのや）	(A) 通年 (B) 利用者宅等 (C) ヘルパー 15 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 8 人	44,990
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護（ふらっと）	(A) 通年 (B) ふらっと (C) 職員 25 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 30 人	72,199
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業		当面実施予定はない		0
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援（サポートハウスとのや）	(A) 通年 (B) 利用者の外出先等 (C) ヘルパー 5 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 4 人	184

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援	(A) 通年 (B) 利用契約者の入院先 (C) ヘルパー5人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 3人	0
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	日中一次支援事業（ふらっと）	(A) 通年 (B) ふらっと (C) 職員1人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 1人	0
④訪問介護事業	訪問介護	今期は実施せず		0
⑤障害者・高齢者等を対象とした危機管理に関する講習会	危機管理に関する講習会	今期は実施せず		0
⑥福祉啓蒙事業	地域の方や福祉に関心のない方にも、より身近に障がいを持つ方々の生活を知ってもらえるような活動を行う	(A) 通年 (B) 福祉発信基地友の家事務所等 (C) 職員・ボランティア等5人	(D) 地域住民等 (E) 不特定多数	514
⑦障害者・地域住民等を対象とした防災対策事業		今期は実施せず		0

⑧福祉有償運送事業	福祉有償運送	(A) 通年 (B) 利用者宅と目的地の間 (C) 移送サービス 運転者 4 人	(D) 利用登録された方の うちいらいのあった 方 (E) 4 人	39
⑨福祉住宅サービス事業	障がいを持つ入居者が社会の一員として地域でふつうの生活ができるよう、住居の提供を行う。	(A) 通年 (B) 地域ホーム (C) 職員 6 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 4 人	3, 281
⑩児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。	(A) 通年 (B) 利用者宅 (C) 6 名	(D) 重症心身障害児等の 重度の障害児等であ って、児童発達支援等 の障害児通所支援を 受けるために外出す ることが著しく困 難 な障害児 (E) 11 名	2, 250

特定非営利活動法 福祉発信基地友の家
令和 9 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・令和 8 年度から開業した「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援事業）」について受益対象者である障害児 2 名の利用増加を目標に事業実施する。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護・重度訪問介護（サポートハウスとのや）	(A) 通年 (B) 利用者宅等 (C) ヘルパー 15 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 8 人	44,990
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護（ふらっと）	(A) 通年 (B) ふらっと (C) 職員 25 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 30 人	72,199
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業		当面実施予定はない		0
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援（サポートハウスとのや）	(A) 通年 (B) 利用者の外出先等 (C) ヘルパー 5 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 4 人	184

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援	(A) 通年 (B) 利用契約者の入院先 (C) ヘルパー5人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 3人	0
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	日中一次支援事業（ふらっと）	(A) 通年 (B) ふらっと (C) 職員1人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 1人	0
④訪問介護事業	訪問介護	今期は実施せず		0
⑤障害者・高齢者等を対象とした危機管理に関する講習会	危機管理に関する講習会	今期は実施せず		0
⑥福祉啓蒙事業	地域の方や福祉に関心のない方にも、より身近に障がいを持つ方々の生活を知ってもらえるような活動を行う	(A) 通年 (B) 福祉発信基地友の家事務所等 (C) 職員・ボランティア等5人	(D) 地域住民等 (E) 不特定多数	514
⑦障害者・地域住民等を対象とした防災対策事業		今期は実施せず		0

⑧福祉有償運送事業	福祉有償運送	(A) 通年 (B) 利用者宅と目的地の間 (C) 移送サービス運転者 4 人	(D) 利用登録された方のうちいらいのあった方 (E) 4 人	39
⑨福祉住宅サービス事業	障がいを持つ入居者が社会の一員として地域でふつうの生活ができるよう、住居の提供を行う。	(A) 通年 (B) 地域ホーム (C) 職員 6 人	(D) 利用契約を結んだ方 (E) 4 人	3, 281
⑩児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。	(A) 通年 (B) 利用者宅 (C) 6 名	(D) 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 (E) 11 名	5, 325

活動予算書

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	42,000		
賛助会員受取会費	154,000	196,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	79,000	79,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	3,300,000		
受取補助金	0	3,300,000	
4. 事業収益			
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	132,200,000		
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	0		
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	45,000		
④訪問介護事業	0		
⑤障害者・高齢者等を対象とした危機管理に関する講習会	0		
⑥福祉啓蒙事業収益	600,000		
⑦障害者・地域住民等を対象とした防災対策事業	0		
⑧福祉有償運送事業収益	120,000		
⑨福祉住宅サービス事業収益	1,116,000		
⑩児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	3,000,000	137,081,000	
5. その他収益			
受取利息	1,100		
雑収益	901,000	902,100	
経常収益計			141,558,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	89,205,378		
通勤費	948,125		
法定福利費	12,756,485		
福利厚生費	1,366,333		
人件費計	104,276,321		
(2)その他経費			
売上原価	350,000		
バザー経費	20,000		
業務委託費	120,000		
諸謝金	186,000		
広告宣伝費	0		
会議費	40,000		
交際費	35,000		
旅費交通費	160,000		
車両費	4,300,000		
通信運搬費	530,000		
事務用品費	204,000		
消耗品費	702,500		
新聞図書費	25,000		
修繕費	19,500		
水道光熱費	1,478,100		
食材費	1,500,000		
地代家賃	4,377,280		
マンション管理費	355,440		
減価償却費	1,030,617		
保険料	930,000		
諸会費	245,000		
租税公課	127,500		
研修費	180,000		
支払手数料	2,115,000		
支払寄付金	0		
雑費	50,000		
デイ活動費	100,000		
その他経費計	19,180,937		
事業費計		123,457,258	

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	7,200,000		
給料手当	4,500,000		
通勤費	10,000		
法定福利費	1,600,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	13,410,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	20,000		
事務用品費	6,000		
消耗品費	105,000		
広告宣伝費	0		
修繕費	100,500		
水道光熱費	15,000		
地代家賃	170,000		
減価償却費	13,154		
業務委託費	2,000,000		
接待交際費	30,000		
諸謝金	186,000		
諸会費	52,000		
新聞図書費	8,000		
租税公課	20,000		
支払手数料	500,000		
雑費	10,000		
その他経費計	3,255,654		
管理費計		16,665,654	
経常費用計			140,122,912
当期正味財産増減額			1,435,188
前期繰越正味財産額			117,187,385
次期繰越正味財産額			118,622,573

活動予算書

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	42,000		
賛助会員受取会費	154,000	196,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	79,000	79,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	3,300,000		
受取補助金	0	3,300,000	
4. 事業収益			
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	132,200,000		
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	0		
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	45,000		
④訪問介護事業	0		
⑤障害者・高齢者等を対象とした危機管理に関する講習会	0		
⑥福祉啓蒙事業収益	600,000		
⑦障害者・地域住民等を対象とした防災対策事業	0		
⑧福祉有償運送事業収益	120,000		
⑨福祉住宅サービス事業収益	1,116,000		
⑩児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	7,100,000	141,181,000	
5. その他収益			
受取利息	1,100		
雑収益	901,000	902,100	
経常収益計			145,658,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	91,646,001		
通勤費	968,502		
法定福利費	13,146,905		
福利厚生費	1,384,913		
人件費計	107,146,321		
(2) その他経費			
売上原価	350,000		
バザー経費	20,000		
業務委託費	120,000		
諸謝金	186,000		
広告宣伝費	0		
会議費	40,000		
交際費	35,000		
旅費交通費	200,000		
車両費	4,300,000		
通信運搬費	530,000		
事務用品費	244,000		
消耗品費	715,000		
新聞図書費	25,000		
修繕費	19,500		
水道光熱費	1,478,100		
食材費	1,500,000		
地代家賃	4,377,280		
マンション管理費	355,440		
減価償却費	1,030,617		
保険料	970,000		
諸会費	245,000		
租税公課	140,000		
研修費	220,000		
支払手数料	2,135,000		
支払寄付金	0		
雑費	50,000		
デイ活動費	100,000		
その他経費計	19,385,937		
事業費計		126,532,258	

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	7,200,000		
給料手当	4,500,000		
通勤費	10,000		
法定福利費	1,600,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	13,410,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	20,000		
事務用品費	6,000		
消耗品費	105,000		
広告宣伝費	0		
修繕費	100,500		
水道光熱費	15,000		
地代家賃	170,000		
減価償却費	13,154		
業務委託費	2,000,000		
接待交際費	30,000		
諸謝金	186,000		
諸会費	52,000		
新聞図書費	8,000		
租税公課	20,000		
支払手数料	500,000		
雑費	10,000		
その他経費計	3,255,654		
管理費計		16,665,654	
経常費用計			143,197,912
当期正味財産増減額			2,460,188
前期繰越正味財産額			118,622,573
次期繰越正味財産額			121,082,761